

発議第 21 号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 戸辺 滋

賛成者

流山市議会議員 野村 誠

〃 齊藤 真理

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28年、平成29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成29年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制を強化し、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
 - 2 具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化し、子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。
 - 3 児童相談所間および児童相談所と市町村と警察の効果的な情報共有ができるシステムを構築すること。
 - 4 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に一本化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
文部科学大臣	様
厚生労働大臣	様
国家公安委員長	様

千葉県流山市議会

発議第 22 号

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

東日本大震災から7年半、熊本地震から2年が経過した。多くの被災者が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設住宅で暮らしている。そして今年も、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨が発生した。どの被災地であれ、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、自らの地域で暮らすことが被災者の最大の願いである。

住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建の要であるとともに、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために、不可欠な公共性のある施策であり、かつ地域全体の復興を左右する重要な課題である。

被災者生活再建支援法は、2度の改正を経て全壊家屋の再建に最大300万円が支給されることになったものの、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が加速していないことは被災現場の実態が物語っている。加えて、孤独死など自然災害を背景にした関連死を防ぐ様々な連携・施策が欠かせない。

そこで、一日も早い復興と被災者の願いをかなえるために、下記の項目について強く求める。

記

- 1 被災者生活再建支援金の拡充を図ること。
 - 2 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるように支給要件を緩和すること。
 - 3 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
 - 4 被災自治体の被害状況や実情にあわせ、支援体制を拡充させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
法務大臣	様
内閣府特命担当大臣 (防災)	様

千葉県流山市議会

発議第 23 号

学校、保育園等の上空への米軍機の飛行中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

学校、保育園等の上空への米軍機の飛行中止を求める意見書

昨年12月、宜野湾市の米軍普天間基地に隣接する緑ヶ丘保育園、普天間第二小学校に、米軍ヘリからの部品や窓枠が相次いで落下するという事故が起こった。

事故後、米軍機が学校上空に接近するたびに、沖縄防衛局の監視員の指示で児童が校庭から校舎に走って避難している。避難の回数は、校庭の使用を再開した2月13日から6月28日まででなんと合計635回、多い時は1日29回に及ぶ。「1回の授業に3回も中断があったら授業が成り立たない」との学校関係者の話が報道されており、まるで戦時下を想起する異常事態といえる。

米軍機は事故を起こしても何事もなかったかのようにすぐに飛行を再開してしまう。ところが日本政府は米軍の言い分をうのみにして飛行再開を容認してきた。これで主権国家の政府とは言えない。

よって政府は、子どもたちに避難指示を出すのではなく、米軍に飛行中止を求めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
文部科学大臣	様
防衛大臣	様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、 消費者及び食品安全、 海洋政策)	様

千葉県流山市議会

発議第 24 号

早急な保育士等の処遇改善などを求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

早急な保育士等の処遇改善などを求める意見書

内閣府の『教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議』による年次報告（平成30年7月30日）によれば、保育園や幼稚園、認定こども園などの施設で2015年から2017年の3年間で、35件の死亡事故があった。

その内容として、①年齢別では0歳児が16件、1歳児が11件となり、0歳から1歳までで8割近くを占めている。②発生時の状況別では、睡眠中が25件で最も多く、そのうち半数近くがうつぶせ寝状態となっている。③施設別では、認可外保育施設が20件、認可保育所で9件となり、入園から30日以内の事故が34%を占めていた。

以上のことから、有識者会議では、「睡眠」「食事」「水遊び」中の事故発生のリスクの高さを指摘し、全職員による情報共有とともに、自治体と国に対し、認可外保育施設の指導監督の徹底を図るよう求めている。さらに、保育士等の確保及び処遇改善・質の向上を早急かつ着実に促進することも併せて求めている。

その実現には、地方自治体や地方議会の取り組みはもとより、国及び政府、そして千葉県の取り組みが必要不可欠であり、抜本的で早急な処遇改善に向けた取り組みを重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣府特命担当大臣 (少子化対策、 クールジャパン戦略、 知的財産戦略、 科学技術政策、 宇宙政策)	様
千葉県知事	様

千葉県流山市議会

発議第 25 号

特別支援学校の設置基準の策定等を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

特別支援学校の設置基準の策定等を求める意見書

特別支援学校は、障がいを持つ子どもや病弱な子どもが通う学校で、全国の特特別支援学校に通う在学者数は、平成30年度14万3378人と過去最高となった。10年間で3万1044人、1.3倍も増えている（平成30年度文部科学省学校基本調査）。今年5月時点の設置数は1141校となっている。

しかし、年々増え続ける児童生徒数に対応しきれず、各地で教育環境の悪化が指摘されている。その背景には、幼稚園から小学校、中学校、高校、大学、専門学校にはある「設置基準」が、特別支援学校には存在しないことが理由の一つである。

また、教員の負担が大きいことも理由である。

医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障がいの子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、在籍者の状況は多様で複雑である。小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが同じ教室で在籍・共学し、学年差、年齢差、具体的支援内容の差に応じた教職員の指導力が決定的といえる。しかし、学級編成基準で定められた8人の子どもを一人で担任することは負担が大きい。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 特別支援学校の設置基準を策定すること。
 - 2 平成5年に改定された第6次特別支援学級編成基準を見直すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 26 号

後期高齢者医療保険制度の運営実務上、早急な改善を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

後期高齢者医療保険制度の運営実務上、早急な改善を求める意見書

2016年12月末、後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」とする。）の電算処理システム（以下、「標準システム」とする。）の設定に誤りがあることを厚生労働省が発表した。その結果、2008年の後期高齢者医療制度の発足以来、世帯主又はご本人が青色申告を行っている被保険者の一部に対して、保険料均等割部分の判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまっている。

しかも、システム設計の誤りについて、厚生労働省は2011年の時点で認識しながら、少なくとも5年間は公表しなかった。しかも、問い合わせのあった広域連合には計算方法を伝える一方、それ以外の広域連合には知らせず、全国的な周知やシステム改修に取り掛かってこなかった。

システム改修は、来年4月に予定されているものの、現場では、被保険者数の増加に比例した業務量の増加に加え、再計算の業務や被保険者対応など厳しさが増し、本市でもその影響が実際に出ている。

そこで、政府及び国会に対し、保険料軽減判定における標準システムの誤りに関し、以下の措置を至急講じることを強く求める。

記

- 1 システム改修時のチェック体制の整備及び再発防止対策の徹底を図ること。
- 2 標準システムは、更なる誤りがおきないように検証するとともに、複雑な事務作業を行わず、標準システム上で完結できるよう、一刻も早く改修を行うこと。
- 3 本事案により、広域連合及び市町村（特別区を含む）がその対応・処理に要した経費については、国が全額負担すること。
- 4 国と広域連合間において、疑義照会の結果等を共有することができる体制を構築すること。また、国が重要案件の公表等を行う場合は、あらかじめ広域連合に十分な情報を伝えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 27 号

「カジノ解禁実施法」の廃止等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

「カジノ解禁実施法」の廃止等を求める意見書

特定複合観光施設区域整備法（以下「カジノ解禁実施法」という。）が今年7月20日、国会で成立した。

しかしカジノ解禁には、暴力団対策上の問題、マネー・ロンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題が再燃する危険性、青少年の健全育成への悪影響等、多数の弊害が以前から指摘され、取り除かれていない。

ギャンブル依存症対策として、例えばシンガポールでは、入場回数を最大月8回に制限し、入場料は約8千円としている一方で、日本では、週3回の入場回数制限を設けているものの、その1回は24時間でカウントするため、実質は週6日、カジノに通うことが可能である。また、入場料設定額も、カジノ施設に安易に入場することを抑止する効果をどれほど持っているかを示すことができていない。

また国会審議を通じて、在日米国商工会議所の意見書どおりに、カジノ事業者による貸し付けやカジノ面積の拡大が法に位置付けられたことや、カジノ推進派国会議員が開いた政治資金パーティーに対し、米国カジノ企業がパーティー券を購入していたことも発覚した。

昨年8月に実施された意見募集（パブリックコメント）でも、提出された1234件のうち、カジノに反対する意見が829件も提出され、直近の世論調査（「毎日新聞」7月28日、29日）でもカジノ解禁実施法を「評価しない」65%で、「評価する」20%を大きく上回っており、国民の理解や納得は得られていない。

国会で一度、成立したとはいえ、カジノ解禁に伴う様々な弊害が国民生活に広がらないよう、国会、政府、与野党が英知を絞り、廃止も含め充分なる手立てを打つよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
国土交通大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 28 号

世界的規模で深刻化するプラスチックごみへの対策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

世界的規模で深刻化するプラスチックごみへの対策を求める意見書

プラスチックごみ（以下、プラごみ）の海洋汚染が深刻となり、関係各国での規制に向けた動きが、いま広がっている。

国連環境計画（UNEP）は今年6月、プラごみの廃棄量が3年間で約3億トンに及び、そのうち800万トンが海に流出していると発表した。同時期にカナダで開催されていた主要7カ国首脳会議（G7）でも議題となり、「海洋プラスチック憲章」がまとめられた。内容には、2030年までにすべてのプラスチック製品に対し、再利用やリサイクルが可能になるように取り組むことや、不必要な使い捨てプラスチック使用を大幅に削減し、代替品も環境への影響を考慮することなどが盛り込まれ、英・仏・独・伊の欧州4カ国とカナダが署名した。

しかし、米国だけではなく、日本政府も署名を見送った。3年前から首脳会議で議論されてきた経緯があり、また先の通常国会で、マイクロプラスチックの使用を抑えるよう、企業に努力義務を課すことなどを求める改正・海岸漂着物処理推進法が、全会一致で可決・成立した時期と重なるだけに、非常に残念である。

そこで、政府に対し、以下のことを要望する。

記

- 1 プラごみの流出原因などについて、徹底した調査を行い抜本的な対策を講じること。
- 2 次期首脳会議には、世界的な自然環境を守る立場から、「海洋プラスチック憲章」に署名するとともに、米国や中国にも協力するよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
経済産業大臣	様
環境大臣	様
経済再生担当大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 29 号

国政選挙・地方選挙における供託金制度の見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

国政選挙・地方選挙における供託金制度の見直しを求める意見書

現在、国政選挙・地方選挙への立候補には高額な供託金が必要となっている。特に国政選挙の供託金は、選挙区で300万円、比例区で600万円を要し、世界一高いといわれている。また、没収点も高いことから選挙立候補への障壁とも指摘されている。

立候補の自由については、憲法第44条でも「議員及び選挙人は、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」としている。また、過去の司法判断においても「選挙権の自由な行使と表裏の関係」であり、「自由かつ公正な選挙を維持するうえで、極めて重要」とされ、高額な費用を用意できる者以外の立候補の自由を事実上奪うような諸条件は解消されるべきである。

2009年には、高すぎる供託金の額と没収点を引き下げる法案が、衆議院で可決され、2015年6月には、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立している。若い人々の政治参加を拡大・保障するためには、立候補を阻害する可能性のある制度を、再度、検討する必要がある。

そこで本市議会は、国及び国会に対し、より広い市民の政治参加を促進するため、供託金制度を見直すよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 30 号

自由民主党衆議院議員のLGBT差別発言に抗議し、撤回を求める
決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

自由民主党衆議院議員のLGBT差別発言に抗議し、撤回を求める決議

杉田水脈衆議院議員が「新潮45」(2018年8月号)に「『LGBT』支援の度が過ぎる」と題した論文を寄稿した。

そのなかで、「LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同を得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子どもをつくらない、つまり『生産性』がないのです」と断定した。その他にも、性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者に対して侮辱的・屈辱的な主張を展開した。

国民的な批判が広がる中で、LGBTへの差別解消策を党の特命委員会で検討し、議員立法提出を目指している自由民主党としても、「問題への理解不足と関係者への配慮を欠いた表現がある」とし、同氏へ「指導」が行われた。

しかし、杉田氏本人は「真摯に受け止め、今後研さんに努めたい」とのコメントを出すだけで、謝罪や反省の言葉はなく、寄稿の撤回もない。

そもそも、子どもを持つかどうかで人の価値を測り、「生産性」という経済の尺度で線引きするなど、許されることではない。しかも、日本に暮らす全ての人を対象となる行政サービスに対し、LGBTだけを外せと言わんばかりであり、これはもはや主義・主張や政策の範ちゅうではない。

性的指向・性自認は本人の意思の問題ではなく、本人に選択できるものではないことはこの間の運動や研究で疑いのないものとなっている。この明白な真実を踏まえず、ただただ自分の考えのもと、特定の少数者や弱者の人権を侵害することは、ヘイトスピーチの類いであり、ナチスの優生思想にもつながりかねない。

今回の杉田氏の言動は、明らかに公序良俗に反する。国民の代表として立法権を行使し、税金の使い道を決める国会議員には不適格だと言わざるを得ない。

よって流山市議会は、自由民主党衆議院議員のLGBT差別発言に抗議し、差別発言の撤回を求める。

以上、決議する。

2018年10月2日

千葉県流山市議会